

## 第 65 号

## 財 産 の 譲 与 に つ い て

社会福祉施設として、次の建物等を譲与する。

平成 24 年 2 月 23 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 1 譲 与 す る 建 物 等 徳島県立あさひ学園  
建 物 徳島市国府町  
3,816.59平方メートル  
工作物 一式
- 2 譲 与 の 相 手 方 徳島市西新浜町二丁目3番78号  
社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団  
理 事 長 栗 栖 昭 雄

## 提案理由

財産の譲与について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。